

第17回回答と要望 ②系統制約、⑤その他※ともに規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

| 番号 | 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|----|------------------------------|--|--|--|--|--|---|--|
| | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| 1 | ② | 送配電系統状況の開示 | 北海道エリアの22kVや33kVの系統に関して、予測値や実績値の情報を再エネ事業者に公開してもらいたい。仮に、網羅的な予測値、実績値の公開が難しい場合には、潮流が一定値を超え、発電所を停止した場合の実績値だけでも公開してもらいたい。 | ・当社は、北海道エリアの22kVや33kVの系統に再エネ設備を接続している。 ・66kV以上の系統については、発電事業者からの求めに応じて一般送配電事業者より系統の潮流の予測値や実績値などの情報を提供する取組が行われているが、22kV・33kVの系統では、系統の潮流の予測値や実績値情報が提供されていない。潮流が一定値を超えた場合、発電所を停止する必要があるが、潮流の予測値や実績値が公開されていれば、潮流に合わせて発電出力を抑制することで、発電を完全に停止することを回避できる可能性がある。 | 経産省 | ・電圧階級の低い22kV・33kV等の系統については、基幹系統と比較して設備数が非常に多く、実績値の計測、計測情報の集約、公表等を行うためには、追加の投資が必要となり、大きな社会的な負担の発生が見込まれていることから、現時点においては情報公開を実施しておりません。 | なし | その他 | ・電圧階級の低い22kV・33kV等の系統については、基幹系統と比較して設備数が非常に多く、実績値の計測、計測情報の集約、公表等を行うためには、追加の投資が必要となり、大きな社会的な負担の発生が見込まれていることから、現時点においては情報公開を実施しておりません。 ・ただし、今後2024年以降の導入を予定しているローカル系統（上位2電圧以外かつ配電系統として扱われない系統（22kV・33kV～154kV等））でのノンファーム型接続の出力制御方法としては、系統の容量に応じて発電所の発電出力を制御することにより、その容量の範囲内で継続して発電が可能となる運用を予定しております。本制度（ローカル系統でのノンファーム型接続）の導入後の情報公開の在り方については、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。 ・なお、現在の系統情報の公開の詳細については、「系統情報の公表の考え方」をご参照ください。 |
| 2 | ⑤ | 地中送電線の技術基準の適用について | 風力発電設備等の再エネ発電設備の新設時には、発電設備に加え、特別高圧ケーブルも布設する必要がある。その際に、電気設備の技術基準の解釈第126条の“トンネル内”の定義が不明確であるため、電圧35kV超過の特別高圧ケーブルの場合、道路管理者の指示に従い、トンネルを迂回させる必要があり、コストが大幅に上昇している。電気設備の技術基準の解釈第120条（地中電線の施設）の規定に基づき、道路に特別高圧ケーブルを埋設する場合、トンネルであっても、電技解釈第126条（トンネル内電線の施設）が適用されず、したがって、電圧35kV超過の特別高圧ケーブルの布設が可能ということではないか。 【参考情報】 ・電技解釈第126条第1項第3号では、人が常時通行するトンネル内の電線の使用電圧は、35kV以下と規定している。 ・電技解釈第126条第1項第3号では、JESC E2011を引用しているところ、JESC E2011の解説では、「人が常時通行するトンネル内については、トンネル内地中埋設やトンネルを迂回して山間地ルートに特別高圧電線を施設しているのが実態」であり、「トンネル内地中埋設ルートでは建設コストが高くなる」という欠点があったため、「人が常時通行するトンネル内への35kV以下の特別高圧電線の施設を認める規格を制定した」とされており、JESC E2011や電技解釈第126条のいう“トンネル内”と“トンネル内地中埋設”とは、異なるものであり、“トンネル内地中埋設”には、電技解釈第126条は適用されないと考えられる。 ・安全レベルの観点からも、トンネル内の地中に埋設される場合は、トンネル内のトラフ内や壁面に施設される場合に比べ、安全性が高く、電圧を制限する必要はないと考えられる。 | 経産省 | 電気設備の技術基準の解釈第126条は、トンネル内の電線に関する定めですが、こちらはトンネル空間内に関する定めであり、トンネル内の道路下に埋設する電線は適用対象外となります。 | 電気設備の技術基準の解釈第120条、第126条 | 現行制度下で対応可能 | トンネル内の道路下に、電線を施設する場合は、電技解釈第120条（地中電線の施設）の規定に基づくことで、電圧35kV超過の特別高圧ケーブルの施設が可能です。 | |
| 3 | ⑤ | 屋根貸し太陽光発電事業における賃借権に係る対抗要件の具備 | 屋根貸し太陽光発電事業について、建物の売却等により屋根（建物）の所有権が移動しても、貸主（賃借人）の地位は当然には新所有者に引き継がれないことから、新たな所有者の意向、その他の理由により、事業を継続できないリスクがある。 また、不動産登記法では、屋根等の建物の一部についての登記が認められていないことから、賃借権について対抗要件を具備することができない。 屋根貸し太陽光発電の更なる普及に向けて、上記のリスクを回避するために屋根の賃借権について対抗要件を具備できるような法改正を行っていただきたい。 | 現行の不動産登記法では屋根等の建物の一部についての登記が認められておらず、他に対抗要件を認める特別法もないことから、現状、屋根の賃借権について対抗要件を具備する方法がない。対抗要件を具備できないと、建物所有者が変わった場合に新所有者に賃借権を対抗することができない。また建物所有者が倒産した場合に破産管財人等により賃借権を解除されるリスクがある（破産法第56条第1項、第53条第1項参照）。かかるリスクは再エネ事業者にとって無視できないリスクであると同時に、金融機関から融資を受けるための条件を満たせないこととなり、屋根貸し太陽光発電事業において大型の投融資を呼び込めない原因となっている。実際に屋根の賃借権について対抗要件を具備できずリスクが残ることから、事業を諦めた事業者も多い。屋根貸し太陽光発電事業の普及推進に向けて、屋根等の建物の一部に対抗要件を具備する方法がない現状を改善すべきである。 なお、実務においては、対抗要件を具備できない代わりに、賃貸人に対し、建物の所有者が変わる場合には新所有者に賃借権契約を承継させることを契約上の義務とする対応策が講じられている。しかしながら、契約上の義務は債権的請求権に過ぎず、万一約束が守られなかった場合でも賃貸人に損害賠償を請求するしか被害回復の方法がなく、全額の回収は見込めないうえ、賃貸人が倒産した場合にはこのような債権的請求権は意味をもたない。したがって、登記、引渡し、あるいはその他の方法で屋根貸しの対抗要件を具備する方法を整備する必要性が高い。 （参考①：不動産登記法） 不動産登記法第2条第2号 「区分建物 一棟の建物の構造上区分された部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものであって、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第2条第三項に規定する専有部分であるもの（区分所有法第四条第二項の規定により共用部分とされたものを含む。）をいう。」 （参考②：対抗要件を定める特別法の例） 借地借家法第10条第1項 「借地権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができる。」 農地法第16条 「農地又は採草放牧地の賃借人は、その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつたときは、これをもってその後その農地又は採草放牧地について物権を取得した第三者に対抗することができる。」 （参考③：破産法の規定） 破産法第56条第1項 「第五十三条第一項及び第二項の規定は、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が当該権利につき登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合には、適用しない。」 破産法第53条第1項 「双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時に共ニまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。」 | 法務省 | 建物の一部である屋根について、当該屋根を目的とする賃貸借をすることは可能ですが、これを登記することはできません。 また、登記の対象となる不動産は、土地又は建物をいうこととされており、屋根のみについて分割又は区分による登記をすることはできません。 | 民法第605条 不動産登記法第2条第1項、第3項及び同法第25条第13号 不動産登記令第20条第4号 | 対応不可 | 御提案の内容については、建物の一部分に過ぎない屋根の賃借権に対抗力を認めると建物の円滑な取引に支障を生ずるおそれがあり、また、賃借権設定の登記を認めるためには、公示上の観点から、その権利の及ぶ範囲を登記上明確にする必要があるため、確定した範囲を示す図面が必要となりますが、建物の一部である屋根については、立体的かつ複雑な構造となっており、2次元の図面を用いてその範囲を図示するのは限界があること、既に建物に設定された抵当権等の権利との関係で問題が生ずることなどの公示上の問題があります。これらの理由から、屋根等の不動産の一部についての登記を認めることには、慎重な検討が必要であると考えます。 |

| 番号 | 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|----|--|--|---|------|--|---|------------|--|
| 4 | ⑤ | 「他人の権利の目的たるもの」の工場財団への組み入れの可能化、及び工場財団組成物件の使用貸借、その他の権利設定の可能化 | 工場抵当法における「工場財団」について、同法第13条第1項（※）により、「他人の権利の目的たるもの」は工場財団に組み込むことができないとしている。また、いったん工場財団に組み込まれたあとも、原則として第三者のために権利を設定することは許されておらず（同条第2項本文）、唯一の例外として、抵当権者の承諾を得た場合には賃貸することのみ認められている（同条第2項但書）。 ※工場抵当法第13条第1項及び第2項 「第十三条 他人ノ権利ノ目的タルモノ又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的タルモノハ工場財団ニ属セムルコトヲ得ス ② 工場財団ニ属スルモノハ之ヲ譲渡シ又ハ所有権以外ノ権利、差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス但シ抵当権者ノ同意ヲ得テ賃貸ヲ為スハ此ノ限ニ在ラス」 上記の規定より、再エネの事業地の確保において、課題が生じている。例えば、事業地内に第三者の電柱が立ち、その土地を貸している場合は、一度賃貸契約を解除し、「他人の権利の目的たるもの」でなくした上で工場財団に組み込み、その後、抵当権者の同意を得て賃貸をするなど、手間とコストが生じている。 加えて、工場抵当法第13条第2項但書は「賃貸」のみに限定して許容しており、使用貸借その他の権利設定は認められていない。したがって、事業用地の一部を第三者のために無償で使用させることが相当であり、かつ抵当権者がこれに同意していたとしても、無償で使用させることはできない。これにより抵当権者の権利・利益と事業用地の一部を利用しようとする第三者（上記の例においては電柱設置者）の権利・利益を柔軟に調整することができず、再エネ事業への金融機関による融資実行に際して課題が生じている。これらの課題を解消するために、法改正もしくは解釈通達の発出をしていただき、一定の条件の下に「他人の権利の目的たるもの」を工場財団に組み込むことが可能となる措置をしていただきたい。「一定の条件」としては、たとえば「他人の権利」が登記されていない場合に限ることなどが考えられる。また、抵当権者の承諾を得た場合には、賃貸だけでなく使用貸借、その他の権利設定も認められるよう措置をお願いしたい。 | 再エネ案件のプロジェクト・ファイナンスにおいて、事業者は金融機関側から再エネ設備全体に担保権を設定することを求められることが多く、その際に工場抵当法に基づく工場財団を組成し、その上に工場財団抵当権を設定することが広く行われている。しかしながら、左記のような工場抵当法の規定により、例えば事業用地の中に第三者の電柱が立ち、賃貸をしている場合には、一度賃貸契約を解除した上で工場財団に組み込む等の手間とコストが生じている。 なお、事業用地が「他人の権利の目的」となる場合の例としては、上記のように第三者の電柱が立っている場合以外に、①事業用地内に囲まれるように第三者の袋地があって事業用地上にその第三者のための圍繞地通行権が発生する場合、②事業用地の一部に祠や墓地など地域住民の信仰場所があり、地域との関係上立ち退きを求めることが相当でなく事業運営上その必要もない場合、③広大土地で、事業に使わない部分を土地所有者に引き続き使用させる場合、④近隣住民の便宜のために事業用地内に通行路を設ける場合等がある。これらの場合に、たとえ抵当権者が同意していても、現状ではいったん権利を解除してもらって工場財団に組み込んだあとで改めて賃料をもらって賃貸借することしか認められておらず、支障をきたしている。地域と共生した適切な再エネ導入の観点からも、法改正もしくは通達の発出により使用貸借、その他の権利設定を認めるべきである。 | 法務省 | 他人の権利の目的であるものは、工場財団に属させることができず、工場財団に属するものは、抵当権者の同意を得て賃貸する場合を除き、所有権以外の権利等の目的とすることはできません。 | 工場抵当法第13条第1項、第2項 | 対応不可 | 工場抵当法第13条第1項は、法律関係が複雑となることを防止し、第三者の権利に不利益を及ぼさないようにするため、他人の権利の目的であるもの等を工場財団の組成物件となるべきものから除外しています。賃借権等、他人の権利の目的であるものを工場財団の組成物件とすることを認める例外規定を設けるとすると、当該賃借権等と抵当権の優劣関係や、抵当権者の同意の要否及び効果等が問題となり、同項の趣旨から慎重な検討が必要と考えています。また、同条第2項は、工場財団の単一体としての価値を維持し、抵当権者を保護するため、工場財団に属するものを譲渡し又は所有権以外の権利等の目的とすることを禁止しています。この趣旨から、同項の例外の範囲を法律上拡大することについては、適切な範囲への拡大が可能であるかなどについて、慎重な検討が必要と考えています。 |
| 5 | ⑤ | 一筆の土地の一部についての地上権及び賃借権を登記することの可能化 | 現行の不動産登記法では、地上権及び賃借権について、一筆の土地の一部に登記することを認められていないが、再エネ設備の更なる導入に向けて、この点を改正し、地上権及び賃借権について、地役権と同様に図面を添付すること等により一筆の土地の一部に登記することを認めていただきたい。 | 第三者の土地に地上権や賃借権の設定を受けて再エネ事業を行う事業者にとっては、権利の取得後、当該権利を登記することが事業開発上必要不可欠であるところ、一筆の土地の一部を事業用地とする場合には、現状、一筆の土地全体を借りるか、又は事業に利用する部分を分筆して権利設定するしか登記の方法がない。事業に必要な部分まで含めて一筆の土地全体に権利を設定する場合には、地代や賃料が不必要に増加するうえ、事業に使用しない土地が有効利用されず無駄が生じてしまう。他方で、土地を分筆しようとする、隣地の所有者が不明である、隣地の所有者が多い、そもそも公園混雑地域である等の理由で分筆に膨大なコストと時間を要し、なかには事実上分筆が不可能な場合もあって、このことが再エネ設備の導入を妨げている。土地利用の促進の観点から、不動産登記法を改正し、地上権及び賃借権について、地役権と同様に図面を添付することにより一筆の土地の一部に登記することを認めていただきたい。 このことにより、事業者は事業に必要な範囲の土地につき過不足なく権利を取得し対抗要件を具備したうえで、安全に再エネ事業の開発ができるようになり、再エネ事業の普及推進を図ることができると考える。 | 法務省 | 一筆の土地の一部に地上権又は賃借権を登記することはできません。 | 不動産登記法第25条第13号 不動産登記令第20条第4号 | 対応不可 | 登記がされた地上権や賃借権は第三者に対抗することができませんが、このような対抗力を与えるためには、その権利の及ぶ範囲を登記簿上明確にして第三者にも確認することができるようにする必要があります（公示の原則）。 不動産登記は一筆ごとに編成されているところ、一筆の土地の一部に地上権や賃借権を設定することが認められるとしても、その一部を登記上明確にすることは困難でし、その後当該土地の一部が分筆又は合筆がされると、地上権や賃借権の及ぶ範囲が更に不明確となりかねず、当該土地に係る権利関係が混乱するおそれがあります。 以上の理由から、一筆の土地の一部につき地上権及び賃借権を登記することができるよう不動産登記法を見直すことは困難であると考えます。 なお、地役権は、一定の目的の範囲内で、他人の土地（承役地）を自分の土地（要役地）のために利用する用益物権であり、地上権や賃借権と異なって、承役地を排他的に支配する権利ではありません。そのため、性質上、相容れない地役権である場合を除き、権利が重複することとなっても特段の問題はないことから、一筆の土地の一部を目的とする地役権については地役権図面を提供することによって、登記をすることが認められているものです。 |
| 6 | ⑤ | 日の丸分筆・額縁分筆に係る運用の改善 | 境界の確定ができず分筆が困難な土地につき、いわゆる日の丸分筆・額縁分筆ができるよう、運用を改善していただきたい。 また、不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項（※）に定めるいわゆる「広大地扱い」についても適用場面を広げるなど柔軟な運用をお願いしたい。 ※不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項 「分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別の事情があるときに限り、分筆後の土地のうち1筆の土地について規則第77条第1項第5号から第8号までに掲げる事項（同項第5号の地積を除く。）を記録することを便宜省略して差し支えない。」 | 境界の確定していない土地の中央に風車を建てるような場合には、日の丸分筆・額縁分筆を活用することで賃借料等のコストを抑え、かつ事業に使用しない土地を別の者が有効活用できる可能性がある。現行の運用として、外縁に接しないように土地を分筆する場合でも隣接地との境界の確定が求められるものと理解しているが、このように境界確定が必須であるとなると、分筆が円滑に進まず、無駄な手間とコストが発生する。しかも、相当の時間とコストをかけても、隣接地の所有者が不明である場合や数百名規模の所有者がおり相続人の探索が事実上不可能である場合、また公園混雑地域である場合など、境界確定が事実上不可能な場合もある。日の丸分筆・額縁分筆が認められないと、再エネ事業者は、その権利を登記するために事業に必要な部分を含めて一筆の土地全体を借りることを余儀なくされ、無駄な賃料が発生するばかりか、実際には事業に使用しない土地の活用が阻害される。再エネの導入に資する土地利用促進の観点から、日の丸分筆・額縁分筆の運用を改善すべき。 なお、筆界確認情報をどこまで厳格に求めるかに関しては、令和4年4月14日に法務省民事局民事第二課長より「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて（依命通知）」が出され、社会情勢を踏まえて一定の合理化が図られたところであるが、それでもなお日の丸分筆・額縁分筆の需要は引き続き高く、これができるようになれば有効活用できる土地は全国的に存在すると考えられる。法務省民事局民事第二課長「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて（依命通知）」 https://www.moj.go.jp/content/001372230.pdf | 法務省 | 1筆の土地の中を分筆後の一方の土地の分筆線が隣接する土地に全く接しないように、くり抜く形状に分筆する「日の丸分筆」又は「額縁分筆」と呼ばれる分筆の登記は、全く認められていないものではなく、隣地所有者等との筆界の確認や測量を適切に行うことができれば、申請することは可能です。この点は、通常の分筆登記も同様であり、何ら変わるものではありません。 もっとも、隣地所有者との筆界確認を意図的に避ける目的で行う「日の丸分筆」や「額縁分筆」は認められません。 これまで、土地の分筆・地積更正の登記の申請に当たっては、土地の区画を把握するため、申請人と隣地所有者が筆界の位置の認識を確認した、筆界確認情報を求める取扱いが多くされてきたところですが、令和4年4月14日付け法務省民二第535号法務省民事局長通達「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて」及び同日付け法務省民二第536号法務省民事局民事第二課長依命通知「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて」において、その運用を見直しました。 登記官の調査によって、筆界が明確と認められる場合（精度の高い地図等がある場合等）には、筆界確認情報の提供を求めないこと、また、筆界確認情報を求める場合においても、例えば、相続人全員ではなく、現に占有する者のみで足りるとするなど、筆界確認情報を求める範囲を必要最小限とすることにより、申請人の負担が軽減しつつも、筆界認定の適正性は確保した運用となっています。 | 不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第72条第2項 | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状に記載のとおり、隣地所有者との筆界の確認や測量を適切に行うことで、日の丸分筆を申請することは可能です。また、隣地所有者から筆界確認情報を得ることが困難なケースが増加しているとの指摘を踏まえ、筆界確認情報の取扱いについても、申請人の負担が軽減されるよう、制度の見直しを行い、令和4年10月3日から全国全ての法務局でその運用を開始しました。 この見直しによって、従来は、対応困難であった事案についても登記申請が可能となっています。 なお、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第72条第2項にあるいわゆる「広大地扱い」の適用場面を広げることについては、土地の地積・形状等の物理的状況を正しく公示することが、表示登記の目的であるところ、当該取扱いが常態化することで、地積が正確に公示されず、後々の紛争にも繋がること懸念されるため、対応することは困難です。 |

| 番号 | 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|---------------|--|--|--|------------|--|--|-------------------------------|--|
| 7 | | ⑤バーチャルPPA取引の商品先物取引法上の許可・届出対象からの除外 | <p>バーチャルPPA目的での差金決済取引については、①商品先物取引法施行令又は②商品先物取引法施行規則上の除外事由として整理し、商品先物取引法上の許可や届出の対象から除外いただきたい。なお、除外の範囲を画するため必要があれば、バーチャルPPAの取引形態を踏まえ、①当事者を明示的に法人に限定する、②受け渡される再エネ証書に表章される電力量の範囲に限定して行われるものに明示的に限る、③（たとえスポット市場価格に将来的にネガティブ・プライスが導入されたとしても）参照される市場価格について0円をフロアとする、④再エネ発電事業者に一定の説明義務を課す、といった除外のための要件を設けることが考えられる。</p> | <p>近年、再エネ発電事業者と需要家（事業会社）が直接契約を締結し、当該再エネ発電事業者の運営する特定の発電所から由来する非FIT非化石証書（再エネ指定あり）（以下単に「再エネ証書」という。）を需要家に販売する「バーチャルPPA」に旺盛な関心が寄せられている。バーチャルPPAでは、電気（電力量）自体の受渡しはせず、需要家は第三者である小売電気事業者から独自に電力供給を受けることが前提とされ、受渡しの対象とされるのは再エネ証書のみであるが、米国における一般的な取引形態では、併せて、再エネ証書により表章される電力量（＝再エネ発電所の発電電力量）をベースとした市場価格連動の差金決済（再エネ証書価格を反映した一定の約定価格を合意した上で、市場価格が約定価格を下回れば需要家から再エネ発電事業者に、逆に市場価格が約定価格を上回れば再エネ発電事業者が需要家に、それぞれその差額を支払う。）を行う。この差金決済により当該電力量について価格（kWh単価）を固定するのと同じ効果が生まれることから、電力価格固定ニーズを持つ需要家企業・再エネ発電事業者双方にとって重要な意義を持つ。</p> <p>しかしながら、電気の現物を取引しないで電気をベースとする差金決済を行うことは、商品先物取引法上、「店頭商品デリバティブ取引」に該当し、これを業として行うことは「商品先物取引業」に該当するのが原則である。「商品先物取引業」を行うには、主務大臣（電気の場合には経済産業大臣）の許可が必要とされるところ、再エネ発電事業者や他業種の需要家企業が上記許可を取得することは困難である（「商品先物取引業」の許可を取得している者には、銀行や証券会社など専門の金融業者が多い。）。さらに、商品先物取引法は、許可が不要な例外的場合として、①「その内容等を勘案し、……店頭商品デリバティブ取引の相手方……の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定めるもの」（政令除外）及び②「店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者若しくは資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として行われ……店頭商品デリバティブ取引」（省令除外）を規定するが（商品先物取引法2条22項、15項）、一般的なバーチャルPPAにおける差金決済は①に該当しない（商品先物取引法施行令2条参照）。また、②に該当するためには、資本金10億円以上の会社ないしその子会社であることなど極めてハードルの高い一定の事由のいずれかを充足する必要がある（商品先物取引法施行規則1条参照）、これもまた困難である（なお、②に該当する場合、特定店頭商品デリバティブに該当し、特定店頭商品デリバティブ取引業の届出（商品先物取引法349条1項）をする必要がある。）。</p> <p>バーチャルPPAは、小売電気事業者からの乗換えが不要な簡便な再エネ導入手法として米国等で多数の事例がある。近時、日本でも、これまで制度上不可能であった再エネ証書の需要家による直接取得が可能とされたが、上記商品先物取引法の規制があるためにほとんどの企業・再エネ事業者にとってバーチャルPPAは事実上不可能となっている。再エネ証書は通常自己の消費電力を大きく超えない範囲で調達されると考えられ、バーチャルPPAにおける差金決済はこの再エネ証書によって表章される電力量の範囲に限定されること、需要家の支払金額が無限定に拡大するものではないこと（市場価格高騰時には需要家は差金を受領する側であり、市場価格が低迷しても最低価格は0.01円）などからすると、需要家企業にとってのリスクは、通常の電力購入の延長上として捉えることが可能な程度に限定的といえ、商品先物取引法の規律を及ぼすべき必要性も乏しい。</p> <p>以上から、バーチャルPPA目的での差金決済取引については、商品先物取引法上の許可や届出の対象から除外されたい。なお、バーチャルPPAの実態を踏まえ、必要に応じ、明示的に当事者を法人に限定すること、受け渡される再エネ証書に表章される電力量の範囲で行われるものに限ること、バーチャルPPAにおいて参照される市場価格は（たとえ将来的にスポット市場価格にネガティブ・プライスが導入されることとなっても）0円以上をフロアとすること、再エネ発電事業者に一定の説明義務を課すことといった規律を設けることも考えられる。</p> | 経産省 | 商品市場、外国商品市場及び取引所金融商品市場によらないで行われ、商品先物取引法上の電気の現物を取引しないで電力の価格をベースとする差金決済を行うことは、商品先物取引法上、「店頭商品デリバティブ取引」に該当します。 | 商品先物取引法2条14項、同条15項、同条22項、190条1項、349条1項 | 現行制度下で対応可能 | <p>ご指摘のバーチャルPPAが店頭商品デリバティブ取引に該当するかの判断については、個別の契約毎にその内容を確認する必要がありますが、一般論として、差金決済について、当該契約上、少なくとも以下の項目が確認でき、全体として再エネ証書等の売買と判断することが可能であれば、商品先物取引法の適用はないと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引の対象となる環境価値が実態のあるものである（自称エコポイント等ではない） ・発電事業者から需要家への環境価値の権利移転が確認できる |
| 8 | ⑤カボタージュ規制の特許等 | ○海底地盤調査や、建設、維持管理時の大型部材交換等では、大型の船舶が必要となるが、現状国内の大型船舶数は限られ、促進区域の増加に伴い確保が難しくなる傾向にある。 ○このため、運搬遅れ、補修遅れによる利用率低下等を回避するためには、現時点では海外船に頼らざるを得ない面もあるものの、海外船を使用するためには、以下のとおりカボタージュ規制に基づく課題がある。 ①船籍を変えずに海外船を使用するためには、国土交通大臣の特許取得が必要だが、判断基準が不明瞭。 ②船籍を変えるにあたっては、その後別の国で使用の際に再度船籍を変更する必要があり、また環境対策/保安/消火設備に関して日本の船用品検定協会の認定品（HK認定品）の使用が求められる点もハードルが高い。 ③海外船を日本籍に変更して使用する場合であって、外国人船員が混乗する場合、国内航行は60日以内に限定され、それ以上の期間の国内航行が必要な場合には、一度、海外の港に寄港する必要があるため非効率。 ○しかしながら、安全保障や安定輸送等の観点から、カボタージュ規制の重要性も理解しており、支障のない範囲で規制緩和（例えば、国内航行を120日まで認めるなど）等を検討していただきたい。 | | | 法務省 国交省 | <p>①我が国を含め世界の多くの国において、国家主権・安全保障の観点から、国内における物資や人員の輸送を自国籍船舶に限定する規制が実施されています。我が国においても、船舶法により規制していますが、利用可能な日本籍船による輸送サービスが存在しない場合などには、審査基準に従って慎重に判断した結果、事例ごとに外国籍船舶の国内輸送に対して特許をしております。</p> <p>②日本に船籍を変える際に、既に搭載されている設備をHK認定品に取り替えるように指示することはなく、事実誤認です。</p> <p>事実、過去、SEP船が日本籍に転籍した実績がありますが、搭載されていた設備等はほぼすべて、そのまま継続して搭載されております。</p> <p>転籍に際して追加や交換をお願いした設備等もわずかに存在しますが、国際条約で義務づけられているのに搭載されていなかったものや、条約の要件に適合することが確認できなかったもののみであり、その数は10に満たない程度で、かつ、遭難時の救急医療具などの簡単に入手できるものばかりです。</p> <p>③政府における外国人労働者の受け入れに関する方針などを踏まえ、我が国の内航船には外国人船員を受け入れておりませんが、日本法人が所有する外航船（日本籍）を、外国法人に貸渡し、当該外国法人の外国人を混乗させ、貸渡人たる日本法人がチャーターバックして運航している場合があります（マルシップ方式）。この場合、港に着航して船員の入れ替え等を行う際の外国人船員の上陸およびその期間に係る部分は、入管庁所管の出入国管理及び難民認定法第16条で規定されており、その乗員上陸許可の期間は「15日を超えない範囲内」とされています。乗員上陸許可の対象となる船舶は国際運航中の外航船であるところ、外国の港から本邦の港に入港した日本籍船舶で、直入港後30日以内の間の国内運航を行った後に本邦外の地域に赴く予定であるものに乗り組んでいる外国人乗員については、乗員上陸許可の対象としています（日本籍クルーズ船等の特殊船舶については、その運航形態を踏まえて国内運航を60日までとする取扱をしている場合があります。）。</p> | ①船舶法第3条 ②船舶安全法第6条の5 ③出入国管理法第16条 | ①現行制度下で対応可能 ②事実誤認 ③対応不可 | <p>①昨年9月の再エネタスクフォースでのご指摘を踏まえ、昨年11月には海事局に相談窓口を設けさせていただいたところですので、なるべく早い時期にご相談いただければと思います。</p> <p>②制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>③マルシップ方式の外航船の実運航にあたって外国人船員の配乗員数等を含む具体的配乗要件については、労使協議の結果などを踏まえて対応していただく予定です。他方、国際運航に該当しない運航形態（内航）の船舶には外国人船員は受け入れていませんが、仮に、今後受け入れる場合は、活動内容に適した在留資格が必要です。個別の案件については国交省、入管庁にご相談ください。</p> |